

会 長	事 務 局 長	事 務 局 次 長	係

## 五木村社協福祉活動車仕様伺い

令和 年 月 日

五木村社会福祉協議会会長 様

団 体 名

使 用 車

代 表 者

下記により、福祉活動車の使用を承認ください。

記

使 用 目 的			
行 先			
日 時	令和 年 月 日 ( ) 時 分から		
	令和 年 月 日 ( ) 時 分まで		
乗 車 人 数	名	使 用 車 種	キャラバン
運 行 経 路			
備 考			

※ 乗車人員は、キャラバン 10名

※ 使用車種は、該当するところを○で囲んでください。

## 五木村社協福祉活動車使用上の注意

1. 自動車の使用は、原則として月曜日から金曜日までとし、午前8時30分から午後5時30分までとする。  
※土曜日、日曜日、祝日に使用する場合は、申請する前に協議すること。
2. 使用するものは、乗車人員（運転手を含む）全てについて傷害保険を掛けなければならない。
3. 宿泊を要する場合は、翌日の安全運転を考慮し、飲酒などの強要をしない。
4. 福祉活動車使用許可後において、社協業務上やむを得ず使用するときは、使用の許可を取り消すことがあるので予めご了承願いたい。
5. 福祉活動車の使用後は、使用車側で燃料を満タンにし、車両の清掃を必ず行うこと。
6. 運転手については、使用者側で確保すること。
7. 福祉団体の使用については、事前に協議すること。

五木村社会福祉協議会

## 五木村社協福祉活動車使用上の注意

1. 自動車の使用は、原則として月曜日から金曜日まで、午前8時30分から午後5時15分までとする。  
  
土曜日、日曜日及び祭日等の使用は原則として使用できない。
- ※ 1日の走行距離は300キロメートルを限度とする。
2. 使用者は、乗車人員（運転手を含む。）すべてについて損害保険を掛けなければならない。
3. 宿泊を要する時は、翌日の安全運転を考慮し、酒類などの強制をしない。
4. 使用許可後において、社協業務上やむを得ず使用する場合がありますので予め承願いたい。
6. 運転手については、使用者側で確保すること。
7. 福祉団体の使用については、事前に協議すること。

五木村社会福祉協議会